

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二九七
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二九八
○地籍調査の成果について認証した件	二九九
○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件	二九九
○道路の区域を変更する件五件	二九九
○道路の供用を開始する件	三〇〇
公 告	
○一般競争入札を行う件三件	三〇一
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件五件	三〇二
○落札者を決定した件二件	三〇三
○肥料の登録の有効期間を更新した件	三〇六
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○不在者投票のできる施設として指定した件	三〇九

告 示

福島県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年六月二十一日から同年十月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工政策課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグ福島本宮店 福島県本宮市万世二百二十四番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 三菱UFJリース株式会社
代表者の氏名 代表取締役 白石 正
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 マックスバリュ南東北株式会社
代表者の氏名 代表取締役 山田 寛人
住所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年二月八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百二十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 七十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 六十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 七十七平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 二十三立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前七時
閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後九時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 六か所
（一）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

七 午前六時から午後九時まで
届出年月日
平成二十五年六月七日
〔別紙書面〕及び〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年六月二十一日から同年十月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番地ほか
二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者
(変更前) ユニグループホールディングス株式会社
代表取締役 前村 哲路
愛知県稲沢市天池五反田町一番地

(変更後) ユニ株式会社
代表取締役 佐古 則男
愛知県稲沢市天池五反田町一番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日
1 平成二十五年二月二十一日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日
平成二十五年六月十日

五 届出をした者
ユニ株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十五年六月二十一日
福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称
福島市

二 成果の名称
福島市大波の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、磐城小川江筋土地改良区が磐城小川江筋地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十五年六月二十四日から
同 年七月十六日まで (二十三日間)

三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山	郡山市湖南町舟津字銅	変更前 A	六・八	一、〇三四・五

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
-----	-----	-------	-----------------	--------------

福島県告示第四百四十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

湖南線		変更後		
屋六〇六二番四地先から	同 市湖南町館字入辰目二五九四番九地先まで	A	六・八〇 三二・〇〇	一、〇三四・五
郡山市湖南町舟津字銅屋六〇六二番四地先から	同 市湖南町館字入辰目二五九四番九地先まで	B	九・二〇 五三・〇〇	一、〇三二・五
郡山市湖南町館字奈良橋川二六四二番二地先から	同 市湖南町館字奈良橋川二五九六番四地先まで	C	七・五〇 一三・五〇	一一〇・七

変更前	福島県知事 佐藤雄平
-----	------------

福島県告示第四百五十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字小高字東ノ前三番八地先から	変更前	一七・四〇 二四・八〇	三三六・八
	同 郡同 村大字小高字東ノ前三番八地先まで	変更後	一六・〇〇 一三三・六〇	三三六・八

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

県道郡山湖南線	郡山市湖南町舟津字銅屋六〇六二番四地先から	変更前	九・二〇 五三・〇〇	四八一・五
	同 市湖南町館字奈良橋川二六四二番二地先まで	変更後	九・二〇 二五・〇〇	四八一・五

福島県告示第四百五十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年六月二十一日

福島県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道あぶくま洞都路線	田村市常葉町堀田字上田代六四番地先から同 市常葉町堀田字上田代一四番地先まで	変更前	六・五〇 一四・二〇	三〇二・九
		変更後	七・九〇 一九・一〇	三〇二・九

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市田人町石住字貝屋一八〇番一地先から同 市田人町石住字貝屋一六六番一地先まで	変更前	八・四〇 一八・〇〇	六六〇・〇
		変更後	一一・〇〇 二八・〇〇	六六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

公 告

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道郡山湖南線	郡山市湖南町舟津字銅屋六〇六二番四地先から同 市湖南町館字奈良橋川二六四二番二地先まで	平成二十五年六月二二日

(道路計画課)

公告第181号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県本庁舎耐震改修（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月21日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県本庁舎耐震改修（建築）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成27年11月30日まで
- (4) 工事場所 福島県福島市杉妻町2番16号

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であること。

オ 平成10年度以降に元請として、以下に示す同種の工事であつて、(7)から(9)までに掲げる基準を全て満たす耐震改修工事を施工した実績を有すること。この場合、(7)から(9)までに掲げる基準を満たす同種の工事とは、同一工事であつて、1棟の建物におけるものであること。

(7) 建物用途 庁舎、校舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室及び会議室に類する室（研修室、人文科学系の研究室）の面積が、施設の延べ床面積の過半を占める施設又は施設の延べ床面積の過半に満たない施設にあつては、当該用途に係る室の面積が下記の(ウ)に示す延べ床面積以上の施設を指すものとする。

(8) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造。ただし、一部の階（地下階のみ等）が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造でも可とする。

(9) 建物規模 延べ床面積5,000㎡以上で地上3階建以上

カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(7) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者（建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）でなければならない。

(8) 上記オに掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(9) 本工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による管理技術者資格者証をいう。）及び監理技術者講習（建設業法第26条の4か

ら第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。)を修了している者であること。

キ 建設業法第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であつて、この公告の時点において有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が948点以上であること。

ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

ケ 本工事の施工計画が適切である者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は、2者又は3者であること。

イ 自主結成であること。

ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

オ 共同企業体の構成員の全てが(1)のアからエまで及びキに掲げる条件を全て満足している者であること。

カ 共同企業体のいずれかの構成員が(1)のオに掲げる条件を満足している者であること。

キ (1)のカの(7)から(9)までに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

ケ 本工事の施工計画が適切である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認等

入札に参加を希望する者は、技術提案書と併せて、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のウ、カ及びキに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキ(ただし、オについては、2の(1)のウ、カ及びキ)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月5日(金)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、期限までに技術提案書若しくは一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は一般競争入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-8632

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 上記3に掲げる場所に同じ。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年8月6日(火)午後1時30分

(2) 場所 福島県自治会館3階301会議室(福島県福島市中町8番2号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月5日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×1,000,000
- ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
- イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
- ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、100点とする。
- エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
- オ 入札参加者の評価値算出価格については、発注者が設定する評価基準価格により、以下のとおりとする。
- (7) 入札価格が評価基準価格と同等又は上回る場合は、評価値算出価格を入札価格とする。
- (4) 入札価格が評価基準価格を下回る場合は、評価値算出価格を評価基準価格とする。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 落札者への通知
落札者決定通知書を落札者へ郵送する。
- (4) 入札結果の公表
落札者を福島県報で公告する。また、入札結果表を福島県のホームページに掲載する。
- 10 契約の成立
本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。
- 11 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the contract: Earthquake-proof repair work of Fukushima Prefectural Government Main Office 1 set
- (2) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,5 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by hand): 1:30p.m.,6 August 2013
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives & Property Management Office, General Administration Department, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8632
- （施設管理課）

公告第182号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成25年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月21日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 平成25年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 特記仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月20日まで
 - (4) 履行場所 福島県県中建設事務所、福島県県南建設事務所及び福島県相双建設事務所管内
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による指定道路に関するデータ作成業務その他の建築行政に係る業務又は建築設計業務（国又は地方公共団体と直接契約したものに限る。）の全部又は一部を履行した実績がある者であること。
 - (5) 地理情報システムデータ作成業務（国又は地方公共団体と直接契約したものに限る。）の全部又は一部を履行した実績がある者であること。
 - (6) 一級建築士の資格を有する者を主任技術者として当該契約に係る業務に適正に配置できる者であること。
 - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月3日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話番号024-521-7455
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先
3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成25年7月3日（水）午後5時までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成25年8月2日（金）午後1時30分 福島県庁本庁舎1階土木部土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月1日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると福島県知事が認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書については、福島県土木部建築総室建築指導課課ウェブページ（http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=35871）からダウンロードして入手することができる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of products: 2013 Project to compile the register of the Fukushima prefectural housings and buildings on the use of asbestos 1set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 2 August 2013

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 August 2013

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division Public Works Office, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7455

(建築指導課)

公告第183号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月21日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 空港用10,000ℓ級化学消防車 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成27年2月27日（金）

(4) 納入場所 福島空港事務所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加を希望する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月16日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所
平成25年7月2日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年8月1日(木)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、7月31日(水)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 契約の成立

本物品購入の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第3条の規定に基づき、福島県議会の議
決を得たときに成立するものとする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport Crash Tender
(10,000L class) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 1 August 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 31 July 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月三日
- 二 名称
特定非営利活動法人梁川町歴史文化財保存協会
- 三 代表者の氏名
佐藤 勇
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市梁川町字上町十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、伊達市梁川町における歴史文化財の保存・活用を通して活動を行い、歴史文化財を活かした個性的かつ魅力的な町づくりを推進し、交流人口の増加など地域の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月四日
- 二 名称
特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけ
- 三 代表者の氏名
菅野 幸子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡川俣町大字西福沢字茶畑山七番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の親子・高齢者・地域住民に対して、子育て支援と生活支援並びに文化の振興に関する事業を行い、会員相互が共に支え合う環境づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人野馬土
- 三 代表者の氏名
三浦 広志
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市石上字南白髭三百二十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県民に対して、放射能汚染による食品の安全性に対する不安や県民の健康に対する不安を最小限にとどめるための事業を行い、相馬地方をはじめとする福島県の地域及び農業復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年五月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人大地
- 三 代表者の氏名
渡邊 孝雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県安達郡大玉村玉井字東三合目十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く村民に対して、障がいの有無に関わりなく、「共生と共同」をテーマに、社会福祉、協働の地域づくり等の実践や政策提言に関する事業を行い、新しい「共生と共同」の地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月三十日

二 名称

特定非営利活動法人ボネール

三 代表者の氏名

阿部 理平

四 主たる事務所の所在地

福島県伊達市保原町字城ノ内百二十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第189号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理ファイル作製・交付業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年6月21日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県民健康管理ファイル作製・交付業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部県民健康管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日進堂印刷所 福島県福島市庄野字柿場1番地の1
- 5 落札金額
74,907,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年4月9日

（県民健康管理課）

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年6月21日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務 4,200,000部（年6回 1回当たり700,000部）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年4月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日進堂印刷所 福島県福島市庄野字柿場1番地の1
- 5 落札金額
1部当たり5.99円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年3月15日

（入札用度課）

公告第百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十五年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				
775	混合有機肥料	混合有機肥料プロム	3.0	3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	ニズエキ ユウゲン ホキ 有限会社	兵庫県 神戸市 東灘区 魚崎北 町七丁 目9番 13号	平成28 年7月 2日

（農業総合センター）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十五年六月十二日次のとおり指定した。
平成二十五年六月二十一日

介護老人保健施設さくら	施設の名称
会津若松市宮町一番一号	施設の所在地

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦